

【第 1 問】

《問 1》 2

老齢基礎年金の年金額は、満額780,900円（2021年度価額）に、20歳から60歳までの40年（480カ月）間のうちの保険料納付済月数をかけて求める。設例より、20歳から大学生であった期間（34月）は国民年金に任意加入していないため満額受給できない。

$$\begin{aligned}\text{老齢基礎年金の年金額} &= 780,900\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}} \\ &= 780,900\text{円} \times \frac{480\text{月} - 34\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 780,900\text{円} \times \frac{446\text{月}}{480\text{月}} \leftarrow \underline{\text{選択肢 (2) }}\end{aligned}$$

《問 2》 3

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための制度です。毎月の掛金は、1,000円から（① 70,000円）の範囲内（500円単位）で選択でき、支払った掛金の（② 全額）を所得税の小規模企業共済等掛金控除として、総所得金額等から控除することができます。共済金（死亡事由以外）の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』がありますが、このうち、『一括受取り』の共済金（死亡事由以外）は、（③ 退職所得）として所得税の課税対象となります」

<解説>

小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金に備える共済制度である。毎月の掛金は、1,000円～7万円の範囲内（500円刻み）で選択可能。掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。共済金（死亡事由以外）の受取方法は3種類あり、所得税が課される。

- ・一括受取り：退職所得
- ・分割受取り：公的年金等による雑所得
- ・一括受取り・分割受取りの併用：退職所得・公的年金等による雑所得

《問 3》 2

1) 不適切。

付加年金とは、国民年金の第一号被保険者が、国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、65歳から受給する老齢基礎年金に上乗せして受給できる年金のことである。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{付加年金の額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料を納めた月数} \\ & = 200\text{円} \times 120\text{月} \\ & = \underline{24,000\text{円}} \end{aligned}$$

2) 適切。

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度である。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の2種類から選択し、65歳から支給開始となる。2口目以降は、終身年金のA型、B型および確定年金のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型から選択できる。国民年金基金の掛金は、月額68,000円が上限であり、掛金の全額が社会保険料控除として所得控除の対象となる。

3) 不適切。

- ・ 確定拠出年金（個人型）＋付加年金→○（掛金合計は68,000円/月を超えないこと）
- ・ 確定拠出年金（個人型）＋国民年金基金→○（”）
- ・ 確定拠出年金（個人型）＋付加年金＋国民年金基金→×
- ・ 付加年金＋国民年金基金→×

【第2問】

《問4》 2

1) 適切。

株価の相対的な割高・割安を判断する指標として、P E Rがある。X社株式のP E Rは、12.5倍

$$1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の } 1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{480 \text{ 億円}}{3 \text{ 億株}} = 160 \text{ 円}$$

$$P E R \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$X \text{ 社株式の } P E R = \frac{2,000 \text{ 円}}{160 \text{ 円}} = \underline{12.5 \text{ 倍}}$$

2) 不適切。

株主への利益還元の度合いを測る指標として、配当性向がある。X社の配当性向(利益還元率)は、37.5%

$$\text{配当性向 (\%)} = \frac{1 \text{ 株当たり配当額}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}} \times 100$$

または

$$\text{配当性向 (\%)} = \frac{\text{年間配当金総額}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

$$X \text{ 社株式の配当性向 (\%)} = \frac{180 \text{ 億円}}{480 \text{ 億円}} \times 100 = \underline{37.5\%}$$

なお、選択肢文中にある3.0%は配当利回りの数値である。

3) 適切。

P E RやP B R等の投資指標の数値は、同業他社や自社における過去の傾向などと比較して、投資判断材料の1つとする。

《問5》 3

1) 適切。

Aさんが特定口座（源泉徴収あり）でX社株式を株価2,000円で100株購入し、同年中に株価2,400円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売買益4万円*に対して、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等される。確定申告しないことも選択できる。

$$* 4 \text{ 万円} = (2,400 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 株}$$

2) 適切。

一般NISA勘定に受け入れることができる限度額（非課税投資枠）は年間120万円、非課税期間は5年である。

	NISA	つみたてNISA
口座開設者	口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等 なお、NISAとつみたてNISAは選択利用	
非課税投資枠	新規投資額で 年間 <u>120万円</u> まで※	新規投資額で 年間40万円まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
対象となる 金融商品	上場株式、 公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託

※2024年以降は新制度となり年間122万円までとなる。

3) 不適切。

一般NISA勘定において、1年間の非課税投資枠のうち未使用分を翌年以降に繰り越して使用することはできない。

《問6》 1

1) 適切。

上場不動産投資信託（J-REIT）は、投資家から集めた資金で、オフィスビルや商業施設、マンションなど複数の不動産などを購入し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する投資信託である。

2) 不適切。

上場不動産投資信託（J-REIT）は、一般NISAを利用して購入することができる。一般NISAの対象となる金融商品は、上場株式、株式投資信託、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）などであり、証券取引所を通じて購入することができる。

3) 不適切。

上場不動産投資信託（J-REIT）の分配金は、配当所得となり、株式の配当金と同様に扱われる。ただし、総合課税を選択した場合であっても、配当控除の適用を受けることはできない。なお、収益の90%超を分配するなどの一定の条件を満たせば、実質的に法人税がかからず、「内部留保」もないため収益がほぼそのまま分配金として出される。

【第3問】

《問7》 1

Aさんの2021年分の所得税における総所得金額

- ・ 給与所得の金額：給与収入金額－給与所得控除額
＝給与収入金額－給与収入金額×10%＋110万円
＝720万円－720万円×10%＋110万円
＝720万円－182万円
＝538万円
- ・ 一時所得の金額：解約返戻金－一時払保険料－特別控除額50万円
＝600万円－500万円－50万円
＝50万円
- ∴ 総所得金額 ： 給与所得の金額＋一時所得の金額×1/2
＝538万円＋50万円×1/2
＝563万円

《問8》 1

- i) 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(① 38) 万円です」
 ii) 「長女Cさんの合計所得金額は(② 48) 万円を超えますので、Aさんは長女Cさんに係る扶養控除の適用を受けることはできません」
 iii) 「Aさんが適用を受けることができる長男Dさんに係る扶養控除の額は、(③ 63) 万円です」

<解説>

【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	<u>38万円</u>	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者本人と生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円以下）である。妻Bは、2021年中の収入がないため、表より、配偶者控除の額は38万円である。なお、青色事業専従者と事業専従者は対象外。老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

【扶養控除の控除額】

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		<u>63万円</u>
老人扶養親族（70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

長女Cは会社員であり、2021年中の給与収入は240万円を得ている。年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）であることが控除対象扶養親族の条件であるため、対象外。

長男Dは19歳の大学生であり、2021年中のアルバイト収入は70万円を得ている。したがって、特定扶養親族として、扶養控除の額は63万円になる。

《問9》 3

1) 不適切。

自家用車で通院する場合の、ガソリン代や駐車場料金などは控除の対象外である。ただし、電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合は、タクシー代は控除の対象である。

2) 不適切。

総所得金額が200万円超のAさんは、2021年中に支払った医療費の総額が10万円を超えていない場合、医療費控除額は算出されない。

$\text{医療費控除の金額（200万円限度）} = \text{実際に支払った医療費の合計額}^{\ast} - 10\text{万円}^{\text{（注）}}$
--

※生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など、保険金などで補てんされる金額は差し引く。

（注）その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になる

3) 適切。

1カ所から給与等の支払を受けている給与収入2,000万円以下の者は、年末調整によって税額の精算が行われるため、確定申告は不要である。しかし、「給与所得および退職所得以外の所得金額」が20万円を超えると等は、確定申告をする必要がある。

【第4問】

《問10》 2

①建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。さらに、甲土地は、特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率は10%緩和される。

また、②建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

$$\begin{aligned}\text{① 建蔽率の上限となる建築面積} &= \text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \\ &= 900\text{m}^2 \times (60\% + 10\% + 10\%) \\ &= \underline{720\text{m}^2}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{② 容積率の上限となる延べ面積} &= \text{敷地面積} \times \text{容積率} \\ &= 900\text{m}^2 \times 300\%^{\ast} \\ &= \underline{2,700\text{m}^2}\end{aligned}$$

$$\ast 8\text{m（幅員が広い方）} \times 4/10 = 32/10 \Rightarrow 320\% > 300\% \text{（指定容積率）} \therefore 300\%$$

《問11》 3

- i) 「甲土地の面する道路に付された『250D』『200D』の数値は、1㎡当たりの価額を(① 千円)単位で表示した相続税路線価です。数値の後に表示されている『D』の記号(アルファベット)は、借地権割合が(② 60)%であることを示しています」
- ii) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。貸家建付地の価額は、『自用地価額×(③ (1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合))』の算式により評価されます」

<解説>

- i) 路線価は、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(千円単位で表示)のことである。借地権割合はアルファベットで表示(A=90%、B=80%、C=70%、D=60%、E=50%、F=40%、G=30%)される。
本問の場合、路線に『250D』『200D』と付されているため、「1平方メートル当たり250千円・200千円、借地権割合が60%」であることを示している。
- ii) 所有する土地に建築した家屋を他に貸し付けている場合の土地を貸家建付地という。貸家建付地の相続税評価額

$$= \text{自用地価額} - \text{自用地価額} \times \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}$$

$$= \text{自用地価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

《問12》 3

- 1) 不適切。
等価交換方式のことである。Aさんとしては、自己資金を使わず、完成したマンションの住戸等を取得することができる。Aさんと事業者がそれぞれの出資割合に応じて取得する。
- 2) 不適切。
「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」は、自己の居住用家屋の敷地である宅地のみならず、賃貸アパートの敷地である宅地についても適用できる。住宅1戸につき200㎡までの部分(小規模住宅用地)について課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例の適用を受けることができる。

【住宅用地の課税標準額(特例)】

	小規模住宅用地 (200㎡以内)	その他の住宅用地 (200㎡超)
固定資産税	価格の6分の1の額	価格の3分の1の額
都市計画税	価格の3分の1の額	価格の3分の2の額

- 3) 適切。
Aさんの相続における相続税額の計算上、遺産総額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものであるため、当該借入金の残高は債務控除の対象となる。

《問13》 2

- i) 「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税制度による贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金の非課税制度を活用した贈与などが考えられます。仮に、Aさんからの贈与について、長男Cさんが相続時精算課税制度を選択した場合、累計で(① 2,500)万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律(② 20) %の税率により贈与税が課されます」
- ii) 『直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度』の適用を受けた場合、受贈者1人につき(③ 1,500)万円までは贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については、500万円が限度となります」

<解説>

- i) 相続時精算課税の適用を受けた場合、その適用を受けた年以後、その贈与者からの贈与により取得した財産について暦年課税を選択することはできない。

【暦年課税と相続時精算課税制度の比較】

	暦年課税	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額－110万円) × 累進税率※ ※10～55%の8段階 特例贈与と一般贈与で税率が異なる	(贈与額－2,500万円) × 一律20%
条件	誰でも	60歳以上の父母・祖父母 ⇒20歳※以上の子・孫への贈与 (贈与の年の1月1日現在の満年齢)
相続税との関係	相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算	相続税の計算時に贈与税は精算 (相続財産評価は贈与時の時価)
贈与税の納税	暦年課税	特別控除2,500万円を超えた場合は、贈与時に納税する。相続時に精算する。

※2022年4月～18歳に改正

- ii) 前年の合計所得が1,000万円以下である30歳未満の受贈者1人につき1,500万円(学校以外に支払われる金銭のうち500万円を含む)までの教育資金支出額において贈与税が非課税となる。受贈者が30歳に達した日に教育資金管理契約は終了する。その時点の残額は贈与税の対象。贈与者が死亡した場合、教育資金管理契約は終了する。死亡前3年以内に取得した非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額は相続税の対象。ただし、受贈者が23歳未満であるなど一定の要件に該当する場合を除く。

【残額を相続税の対象にしない場合】

- ・受贈者が23歳未満
- ・受贈者が学校等に在学中
- ・受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講中

《問14》 1

暦年課税は、1 暦年間（1 月 1 日から12月31日まで）に受贈者が贈与により取得した財産の合計額から基礎控除110万円を控除した残額に対して課税される。

《適用税率》

- ・ 20歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）から受贈：特例税率
- ・ それ以外の受贈：一般税率

本問は、現金900万円を父から子（44歳）に贈与したケースであるため、特例税率の速算表を用いて贈与税額を計算する。

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率}$$

$$= (900\text{万円} - 110\text{万円}) \times 30\% - 90\text{万円}$$

$$= \underline{147\text{万円}}$$

《問15》 3

1) 適切。

法定相続人の数は、配偶者の妻Bと長男Cの計2人である。

相続税の計算における遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数（2人）」の算式により算出する。したがって、4,200万円となる。

2) 適切。

相続税評価は330㎡限度に80％評価減になるため、20％評価となる。したがって、相続税の課税価格に算入すべき価額は、1,600万円*となる。

$$\text{* 自宅の相続税評価額} 8,000\text{万円} \times (1 - 0.8) = 1,600\text{万円}$$

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80％
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80％
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50％

3) 不適切。

「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからない制度のこと。適用して相続税がゼロになる場合でも、相続税の申告書は提出する必要がある。

- ・ 配偶者の法定相続分相当額
- ・ 1 億 6 千万円